

認定こども園なかよし 第3回発表会

10月31日(土)認定こども園において、第3回発表会が行われました。
今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、第一部・第二部の入れ替え制での開催となりました。
園児たちは大勢の保護者が見守る中、毎日一生懸命練習した踊りや劇、合奏、合唱を元気一杯披露していました。



学校給食へゆめぴりか寄贈

10月29日(木)、農村センターにおいて、JAピンネゆめぴりか生産組合より令和2年産ゆめぴりかが浦臼町へ寄贈されました。地元のお米を浦臼町の児童生徒に食べてもらおうと毎年寄贈されており、今年で14回目を迎えています。

寄贈されたお米は、11月11日の給食に提供されました。



カボチャランタン作り

浦臼小学校においてハロウィンのランタン作りが行われました。1年生14人と5年生12人が協力し、保護者も見守る中、様々なデザインのジャック・オ・ランタンを完成させました。出来上がったランタンは10月30日に体育館で点灯され、児童から歓声があがっていました。



だれでも食堂のご案内



浦臼の野菜をできるだけ使用して月に1回町民が開く、町民のための食堂です。

新型コロナウイルス感染症対策により予約制での開催といたしますので、事前に申込みが必要となります。マスク着用のうえ、ぜひお越しください!

日 時：12月12日(土) 11:30~13:30 開催場所：ふれあいの家(中央団地敷地内)

※11:30から30分ごとの時間予約制です。申 込 先：電話090-2811-8196

メニュー：巻き寿司・いなり寿司・お吸い物・カップケーキ

代表 鎌田眞美

料 金：大人200円 18歳以下無料

※新型コロナウイルスの感染状況等により、中止となる場合があります。

浦臼町高齢者世帯等除雪費助成事業について

10月の全戸配布チラシにて周知をしていますが、申込みをされていない方はいませんか。

浦臼町では除雪作業が困難な高齢者等の世帯に対し、業者等に支払った費用の一部を助成し、経済的負担の軽減と安全安心な在宅生活を支援します。

助成対象となる除雪作業

ご自身がお住まいの家屋（店舗兼住宅を含む）の屋根雪下ろしや窓の明かり取りをはじめ、隣接する車庫や物置の除雪、それら建物が所在する敷地の除排雪に係る作業が対象です。

※11月1日（日）から翌年3月31日（水）までに行った除雪作業で翌年3月31日までに支払を終えているものが助成の対象です。

助成の対象となる世帯



11月1日時点で下記のいずれかに該当

- (1) 70歳以上の者のみで構成される世帯
- (2) 身体障害者手帳1級・2級又は肢体不自由区分の下肢や体幹に該当する者のみで構成される世帯
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による母であって、児童を扶養している世帯
- (4) 要介護1以上の介護認定を受けている単身者世帯
- (5) (1)～(4)に該当する者のみで構成される世帯
- (6) その他町長が特に必要があると認めた世帯（同居の家族の入所や長期入院等により実情が(1)～(5)に該当する場合など）

※生活保護受給世帯、町税の滞納がある世帯は対象となりません。

助成額

業者等に支払った額の2分の1（千円未満の端数は切り捨て）、5万円を限度として助成します。

※業者等には、個人（例えば…近所の方や知人）による請負を含みます。

申込み方法

対象と思われる方は、保健センターにご連絡ください。

申込みとなった方に申請書と委託契約書様式等を送付いたします。助成を受けるには、はじめに業者等との委託契約が必要となります。

※申請手続きについては、申込時にお伝えいたします。

【申込み・問い合わせ先】長寿福祉課介護福祉係（保健センター内）電話68-2288

ゴミは、分別して出しましょう!!